

令和6年3月26日

各務原市総合事業指定事業者 各位
(Bcc:各務原市地域包括支援センター 各位)

いつもお世話になっております。各務原市役所 介護保険課の森と申します。標記の件につきまして、令和6年度介護報酬改定に伴い、「訪問介護相当サービス(A2サービス)」及び「通所介護相当サービス(A6サービス)」に係る、新設及び改定等のあった加算等の届出の対応を別紙のとおりとさせていただきますので、ご案内が大変遅くなり申し訳ございませんが、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

●留意事項

- ・訪問介護相当サービス(A2サービス)については、「高齢者虐待防止措置実施の有無」による届出がない場合は「減算型」となりますので、「基準型」を算定する場合は届出が必要です。
- ・通所介護相当サービス(A6サービス)については、「高齢者虐待防止措置実施の有無」および「業務継続計画策定の有無」による届出がない場合は「減算型」となりますので、「基準型」を算定する場合は届出が必要です。

●提出書類

- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(別紙1-1)
- ・介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表(令和6年4月1日~)(別紙1-2)

●提出期限

令和6年4月1日(月)(当日消印有効)

- ・令和6年度介護報酬改定の影響を受けない加算についても上記の提出期限とします。
- ・提出期限が短くなっておりますので、柔軟に対応いたします。期限が遅れての提出となる可能性のある場合は、必ず事前にご相談いただきますようお願いいたします。

詳細につきましては、別添「通知文書」をご確認ください。ご不明な点等ございましたらご連絡いただけますと幸いです。

以上、ご確認のほどよろしくお願いたします。



各務原市 健康福祉部

介護保険課 施設指導係 森 優華

TEL : 058-383-2067 (直通)

FAX : 058-383-6365

mail : kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp

